平成２３年（フ）第１７５号
埼玉県川越市大字的場510番地25、前住所埼玉県川越市砂新田４丁目５番地８　ビューハイツＡ205号室
債務者　近藤　祐介
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３６号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷124番地３　雇用促進住宅１―402号
債務者　塩浜　康司
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２５７号
埼玉県入間市久保稲荷４丁目１番地11
債務者　加藤さとみ
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６５号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘52番地14　ビューパレス鶴ヶ島203号
債務者　佐伯　新也
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２７４号
埼玉県富士見市関沢２丁目２番24―202号、前住所埼玉県富士見市鶴馬１丁目６番69号
債務者　前田　義人
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６０号
埼玉県熊谷市大原１丁目13番21号　高田コーポ３号
債務者　根岸　　勇
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１７３号
埼玉県児玉郡上里町大字大御堂1333番地４県営上里大御堂団地２―204
債務者　ヤマグチ　ロールデス　カネコ　エンドウ
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１７６号
埼玉県本庄市見福１の11の25　佐藤忠士方、住民票上の住所埼玉県本庄市児玉町蛭川99番地12
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４３号
千葉県東金市台方594番地５
債務者　岩間　眞志
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第７０４号
新潟市江南区曽野木１丁目６番４―1711号
債務者　原　　恒夫
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
新潟県佐渡市相川柴町91番地
債務者　石見　早人
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第１８６号
静岡県三島市長伏86番地の１　１Ｆ、前住所静岡県伊豆の国市四日町278番地の１メゾン韮山Ａ203号
債務者　松本　梨沙
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
北海道室蘭市宮の森町４丁目21番８号
債務者　才田真智子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
北海道登別市登別本町１丁目７番地３
債務者　村山　良一
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
岡山市南区福富西２丁目11番１―201号
債務者　神田眞利子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５号
北海道帯広市西17条北２丁目46番６号
債務者　渡辺　亜紀
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係